

竜王新町1区役員の選出方法について

制定 平成8年5月26日

改正 平成9年2月1日

” 平成15年4月5日

” 平成18年4月9日

” 平成21年4月5日

区役員には次のような方々がおられ市行政委員のほとんどが区役員として区の事務・事業の実施に当たっております。市行政委員の任期は2年なので区役員も2年となっております。

区 役 員	市 行 政 委 員
区長 副区長（総務） 副区長（会計） 防災委員 副防災委員 環境委員 育成会会長 育成会副会長 交通安全推進委員 スポーツ推進委員 スポーツ副推進委員 不法投棄監視員 会計監査委員	行政連絡調整委員 防災委員 環境委員 青少年育成推進委員 交通安全対策推進委員 地域スポーツ推進委員 不法投棄監視員
右の方々は新町地域全体に関係して おりますので区役員ではありません	水配委員 2名

上記の役員の選出については区長・副区長は総会で選出され、他の役員について、市行政委員については区長が市に推薦（市の要望）し任命され、その他の役員についても区長がお願いしています。しかし、現実にはどのような方をお願いしたら良いのか苦慮しているのが実状です。今までは、区長、副区長は相談役（区長経験者）がこれだと思う人の当たり、内諾を得て総会に図り選出されておりますが、個々に当たることになるため容易に見つからず結局長期にわたる留任が

現実の姿です。他役員についても同じことが言えます。区政のあり方として、多くの区民が逐次新役員に任命された方が活性化されると思います。そこで次のような選出方法を提案致します。

- 1、改選期前年の11月26日の役員・組長合同会議にて相談役の名において区役員の候補者の募集を公示して回覧し、12月26日の役員・組長合同会議までに組長に申し出て戴きます。再任を妨げるものではありませんので留任を希望される方は公示前に区長に申しでてくださいればその役員は除かれます。
- 2、候補者が多数の場合は、相談役立会いの上候補者同志でお話し合いをして決めて戴きます。
- 3、候補者のない役員の場合は、1月26日の役員・組長合同会議にて相談役立会いのもとに、役員毎に抽選にて選出します。ただし既に区役員(下記参照)を引き受けた組は除きます。

(1) 区長・副区長の場合

1～6-2、8組(92戸) ・6-3～10^組8組(94戸) ・11～16-3、8組(123戸)
全組を3ブロックに分け、各ブロック別に区長・副区長(総務)・副区長(会計)を抽選で決め、そのブロック内の組の中から選出する。(選出方法についてはそのブロックに一任する) 次回から順次繰り下げて持ち回りとする。

12/26 候補者と一緒に来る。

(2) 他役員

◎ 交通安全推進委員

上記の委員は区長・副区長・環境委員を選出した組を除き抽選にて選出する。

【注】副区長は、現在市行政委員ではないので市と直接折衝する立場にありませんので出来得れば上記委員の兼務が望ましい。

◎ 環境委員は既に組の持ち回りに成っている。

◎ 育成会長・育成会副会長は育成会の規約によるものとする。

◎ スポーツ推進委員・スポーツ副推進委員は市主催のスポーツ同好者から選出する。

◎ 会計監査委員は別途とする。